

平成 28 年度 R & D 推進・研究助成申請手続 Q & A

Q 大学単独での申請は可能か。また、北陸 3 県以外の大学との共同研究は可能か。

A 大学単独での申請は不可とします。実用化を踏まえて事業化時に製造する企業との提携が必須です。大学等の申請の際は、申請書の「5 研究担当者一覧表」に提携企業の記載が必要となります。

北陸 3 県以外の大学との共同研究は可能です。北陸 3 県内に、研究分野の専門家がないことが想定されるからです。

Q 大学が申請する場合の企業との連携は共同研究のことか。その契約書は必要か。

A 契約書締結は必ずしも必要ありませんが、その企業との関わりがわかるよう分担等を記入してください。連携については単なる分析作業や機材の製作等を企業に依頼する場合は不可とします。

Q 企業単独で申請したいが、可能か。また、複数の企業の申請は可能か。

A 単独も複数も可能です。複数の企業の申請では、申請書に申請企業のすべての企業概要を記入してください。また、申請書は、代表企業 1 社を申請者としてください。各申請企業の役割分担を明記してください。研究費の資金管理については、代表企業で一括して管理していただきます。

Q 同時に他の機関への補助金申請は可能か。

A 不可能です。当財団の R & D 推進・研究助成が採択された後に、他の機関からの補助金を受けていることが発覚すれば、採択取り消しや、研究助成金の返還等のペナルティ条項があります。

Q 予算の見積もりはどうすればよいか。

A 概算で記入してください。見積書などの添付は必要ありません。ただし、出張旅費で、遠隔地へ出張については、理由を記入して下さい。過去の申請書で、出張の理由が不明であるにもかかわらず、高額な出張旅費を計上していたケースがあり、出張旅費を除いた場合に要件違反（設備費が 50% を超えた）となるものがありましたので、留意してください。

さい。

人件費は助成対象とはなりませんのでご注意ください。

助成金の対象となる経費の概略は以下の通りです。

助成対象の研究分野①～④について

(1) 機械設備費

研究の遂行に必要な機械、設備など

(2) 備品

200千円以下の物件の購入にかかるもの。研究と直接関係しないPC等は不可。

(3) 消耗品費

研究に直接要した資材、部品、消耗品費の購入にかかる費用。

(4) 旅費

研究に必要な旅費で滞在費、交通費、日当など。研究と直接関係しない旅費は対象外。

(5) 外注費

研究に必要な機器分析などの外注にかかる経費。

(6) その他

特許申請費用、研究に必要な図書費など。

助成対象の研究分野⑤について

(1) 調査費

研究に必要な調査費。本研究とは直接関係しない旅費は対象となりません。

Q 特定テーマ「ライフサイエンス」及び「高機能新素材」とは。

A 「ライフサイエンス」「高機能新素材」は北陸産業競争力協議会の北陸産業競争力強化戦略において戦力分野に指定されています。

詳しくは www.chubu.meti.go.jp/h-somu/senryaku.pdf をご参照ください。

助成対象の研究分野のうち特定テーマに対する研究においては優先して採択します。

Q 申請書は枠内で記入しなければならないか。

A 必ずしも枠内にこだわる必要はありません。できうるかぎり簡潔に記入いただきたいのですが、複数頁となることも可能です。専門用語の説明などは、添付資料をつけて頂いても構いません。審査委員は、必ずしも当分野の専門家であるとは限りませんので、専門家でなくてもわかるように記載してください。

Q 研究の開始及び終了予定年月日の記入について

A 助成金決定が7月下旬であり契約手続きを踏まえると、本助成対象研究開始は8～9月となります。研究機関は2年以内です。

Q 助成金の支払いはどうなるのか。

A 2年間で3,000千円の助成金のうち、1年間で最高1,500千円の年度別請求ができます。(採択金額の半額相当) 国の補助金のように、3月が年度末になるわけではありません。研究の進捗状況に応じて、1年後に年度別請求をかけてください。ただ、それまでは申請企業で研究費を立替えて頂く事になります(大学・企業・公設試験場への支払いを含めます)。

Q 研究助成により取得した取得財産の帰属についてどうなるのか。

A 特許申請と、短期間(2年以内)での取得財産処分につきましては、財団への報告事項があります。